

登別市嘱託員を募集します

- ◆任用期間 10月1日～平成27年3月31日
- ◆試験月日 9月20日(出)
- ◆試験場所 市役所
- ◆試験方法 面接試験
- ◆申込方法
人事・行政管理グループと各支所に備え付け、または市ホームページに掲載の申込書に必要事項を記入の上、9月12日(金)(土・日曜日を除く9時から17時30分)までに人事・行政管理グループに持参してください。
- ◆問い合わせ 人事・行政管理グループ
(☎⑤1132)

募集職種と勤務条件など

募集職種	調理員
募集人数	1人
勤務地	市内保育所
主な業務内容	給食の調理や食器の洗浄業務
勤務条件	【勤務時間】 次の勤務割を基本に、週29時間勤務となります ①8時45分～14時40分(月～金曜日) 9時～12時(土曜日) ②10時～15時55分(月～金曜日) 9時30分～12時30分(土曜日)
	【休日】日曜日、祝日など
	【給与月額】128,400円
応募要件(性別不問)	【資格など】 調理師免許を有するか、調理経験のある方
	【年齢】 昭和25年4月2日～昭和59年4月1日生まれの方



9/28日

愛犬の狂犬病予防注射は済んでいますか？

秋の狂犬病予防注射を行います

飼い主は飼い犬に狂犬病予防注射を年1回接種させることが義務付けられています。

料金 1頭につき3,110円
(注射料金2,560円、
注射済票交付手数料550円)

狂犬病予防注射日程表(雨天決行) ※期間中、都合の良い時間・場所にお越しください。

実施時間	実施地区	実施場所
8時50分～9時00分	鷺別町3丁目	鷺別公民館前
9時10分～9時20分	若草町2丁目	さわやか公園
9時30分～9時40分	富岸町2丁目	富岸青少年会館前
9時55分～10時05分	桜木町1丁目	登別交番横空き地
10時30分～10時40分	片倉町6丁目	しんた21駐車場
10時50分～11時00分	千歳町3丁目	幌別中学校前
11時15分～11時25分	登別本町1丁目	登別中学校職員玄関前
11時35分～11時45分	登別東町3丁目	婦人センター駐車場

※当日受けることができない場合、市内の獣医科医院で接種してください。市外で接種した場合は、市が発行する狂犬病予防注射済票の発行手続きが必要です。

※未接種扱いの畜犬の飼い主の方には、9月中旬に別途ご案内します。

※詳しくは問い合わせください。

問い合わせ 環境対策グループ(クリニックセンター内・☎⑤2958)

株式会社SRテクノ
再資源化工場



第3期管理型最終処分場

産業廃棄物を資源に。 ここは、すべてが生まれ変わる場所。

R&D 株式会社
アール・アンド・イー

本社 / 登別市富浦町223-1 TEL(0143)80-2233 FAX(0143)80-2232
札幌事業所 / 北広島市大曲工業団地4-4-1 TEL(011)370-3232 FAX(011)370-3233

産業廃棄物収集運搬業許可 第00110098348号(道) / 産業廃棄物処分業許可 第00140098348号(道)
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可 第00150098348号(道) / 特別管理産業廃棄物処分業許可 第00160098348号(道)

皆様のプライバシーには最大限配慮いたします。

のぼりべつ法律事務所

弁護士 八木橋俊輔 札幌弁護士会

離婚・相続・消費者被害・債務整理
交通事故・その他

個人のお客様は初回相談無料です。民事扶助制度が利用できる場合は3回目まで無料です。まずはお問い合わせください。

0143-83-7381

月～金 9:00～17:30
※夜間・土日は完全事前予約
登別市若山町4丁目40-5
メープル・ベットのワン303号

相談は要予約

パブリックコメント（意見公募）制度に基づき 皆さんからの意見を募集します

募集期間
9月30日🗓️まで

時 場所 対 内 定 費 持 問 申 G
 日 場 象 容 員 用 持 問 申 G
 時 所 対 内 定 費 持 問 申 G
 日 場 象 容 員 用 持 問 申 G

	平成26年度事務事業評価	登別市暴力団の排除の推進に関する条例（案）	登別市地域材利用推進方針（案）
概要・目的	事務事業評価は、市が行った事務事業の有効性や必要性を客観的に評価・点検することで、事業の適正化・効率化を図るとともに、行政運営の透明性を確保し、市民の皆さんへの説明責任を果たすことを目的としています	登別市からの暴力団の排除について基本理念を定め、市、市民および事業者の責務を明らかにし、暴力団の排除に関する基本的施策となる事項などを定めることにより、市、市民および事業者が一体となって暴力団の排除を推進し、市民の安全で安心な生活の確保を図る条例です	『登別市地域材利用推進方針』は、公共建築物などにおける地域材（道内の森林で産出され、道内で加工された木材）の利用を促進することにより、健康的で温もりのある快適な公共施設の確保を図るとともに、林業の再生を通じた森林の適正な整備を行うことを目的とした方針です
担当グループ	企画調整グループ 〒059-8701中央町6丁目11 (☎️1122・FAX1108) Eメール：kikaku@city.noboribetsu.lg.jp	市民サービスグループ 〒059-8701中央町6丁目11 (☎️2139・FAX7674) Eメール：shiminka@city.noboribetsu.lg.jp	農林水産グループ 〒059-8701中央町6丁目11 (☎️2321・FAX8286) Eメール：agri@city.noboribetsu.lg.jp
資料の閲覧	本案の全文は、市役所1階市民コーナー、各支所、市民会館、市立図書館、市民活動センター、各意見募集の担当グループに備え付けるほか、市ホームページにも掲載します		
意見の例	『〇〇事業は、△△のように改善すれば市民が利用しやすくなる』 『条例案〇条は、△△と記載されているが、□□の理由から◇◇のような記載が必要ではないか』など、皆さんの意見をお寄せください		
意見の提出方法	各閲覧場所に備え付けの専用紙か任意の用紙に①案件名②住所③氏名④電話番号⑤意見を記入し、各閲覧場所備え付けの『意見箱』に投函するか、郵送またはファクス、Eメールで各意見募集の担当グループに提出してください ※電話や来庁による口頭でのご意見はお受けできません。		
意見に対する回答	寄せられた意見に対する市の考え方は、市ホームページに掲載するほか、上記閲覧場所に閲覧ファイルを備え付けます ※意見を提出した方に対して個別の回答は行いません。 ※意見を提出した方の住所、氏名、電話番号は公表しません。		

～1分でわかるパブリックコメント制度～

パブリックコメント制度って、そもそも何なのかな？

『市の基本的な構想や計画』、『市の基本的な制度を定める条例』、『市民生活や事業活動に直接または重大な影響を与える条例や規則・指針』、『公共施設の建設・廃止に係る計画』、『事務事業評価』、『市の憲章や宣言』などを策定したり、改正・廃止したりするときに、市が作成した案を市民の皆さんにお知らせして意見を公募するものなんだよ。

なるほど。でも、どうしてパブリックコメント制度が必要なの？

市の政策決定の過程を公開し、生活に大きく関わる政策や条例などに市民の意見を反映させることで、よりよい市政や市民参画によるまちづくりを目指すため、パブリックコメント制度を設けているんだよ。

そうなんだ。さっそく募集内容を読んでみよう。

